

刑 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 60 分です。
- VII 問題は 1 ページにあります。

刑 法

X（女性・30歳）は、宗教問題で夫と離婚した後、実子であるA（男児・5歳）と生活していたが、Y（男性・23歳）と知り合い、Y宅においてAも一緒に3人で暮らすようになった。しかし、YはAを疎ましく思い、Xが不在中にはAを殴るなどして虐待し、Aが負傷することもあった。Xは、YがAに暴行を加えていることはAの怪我の程度から認識していたが、Yに嫌われることをおそれ、何も言わないままに過ごしていた。

ある日、Aがかなりの高熱を出したので、Xは不安になり病院へ連れて行こうとしたものの、Yは先日Aを殴った際に生じた傷から医師に虐待が発覚し、警察に通報されると面倒なことになるし、また、このままAが死亡すれば厄介払いができると考えて、「熱ごときで病院に行くなんて大袈裟だ。このまま寝かせておけば良い」と反対した。Xは強い調子のYに逆らうことができず、そのまま家で様子を見ることにしたが、どんどん具合が悪くなるAを見て、自分が信奉している宗教家のZに連絡し、Aの様子を診てもらうことにした。

Zは子供の高熱の治療経験などはなかったし、治療できるような医療上の資格も有していないなかつたが、最近信者が減って資金繩りに困っていたこともあり、Xの信仰心が厚いことを利用して金を出させる良い機会だと考え、Aの様子を見た後、「A君の症状は貴方の先祖の祟りによるものです。私が祈祷によって治しましょう。ただ特別祈祷になるので10万円かかります」と述べたところ、Xはそれを信じ、「お金ならあります。Aを助けてください」とZに10万円を渡した。Yは隣でXとZの会話を聞いていて、Zのことを怪しいと思ったが、この状況を利用すればAが死んで厄介払いできるかもしれないと考え、何も言わなかつた。XはZの言葉を完全に信頼してZに預けることにし、Zは、祈祷だけでは効果がないと思いつつも、Aをある程度安静にさせておけば治るだろうと考え、Aを自宅に連れて帰つた。

Zは、帰宅後、Aに祈祷をし、その後は自宅で寝かせていたが、翌日の昼、症状が一層重篤になっていることに気づいた。Zは、このままではAが死亡するかもしれないと思ったが、病院に連れて行けば自分が捕まるかもしれないと思い、Aに風邪薬を飲ませた後は、再度祈祷をし、そのままZ宅に寝かせていた。なお、この時点でAを病院に連れて行き、適切な治療を受けさせていれば、Aの救命は十分に可能であった。

Aは治療を受けられないZ宅に放置され、その日の夜にインフルエンザ脳症により死亡した。

X、Y、Zの罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

以 上